

## 本市における福祉有償運送の必要性について

1	長久手市の福祉有償運送実施事業者	…	1
2	障がい者、要介護者等移動制約者の状況	…	1
3	公共交通機関等の状況（令和6年度の実績）	…	3
4	タクシー料金助成等の状況	…	4
5	移動に関する市民の意識	…	5
6	長久手市における福祉有償運送の必要性	…	5
7	福祉有償運送ガイドライン	…	6
8	福祉有償運送運営協議会における協議事項	…	7
	について		

## 1 長久手市の福祉有償運送実施事業者

- (1) 特定非営利活動法人百千鳥 【平成25年から開始】
- (2) 社会福祉法人むそう 【平成27年から開始】
- (3) 特定非営利活動法人つづら 【令和2年から開始】
- (4) 特定非営利活動法人楽々 【令和4年から開始】

## 2 障がい者、要介護者など移動制約者の状況

### ●長久手市の人口等

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	60,035	60,352	60,770	61,077	61,381
高齢者 (65歳以上)	人数	10,037	10,235	10,390	10,598
	構成比	16.7%	17.0%	17.1%	17.4%
					17.5%

(各年度3月31日現在) 資料：長久手市HP

### ●長久手市の障がい者等

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	60,035	60,352	60,770	61,077	61,381
身体 障がい者	人数	1,143	1,167	1,138	1,157
	構成比	1.90%	1.92%	1.87%	1.89%
知的 障がい者	人数	277	299	320	330
	構成比	0.46%	0.49%	0.53%	0.54%
精神 障がい者	人数	458	476	513	568
	構成比	0.76%	0.79%	0.84%	0.92%
介護保険 認定者	人数	1,530	1,581	1,687	1,760
	構成比	2.54%	2.62%	2.78%	2.88%
難病患者	人数	358	371	387	409
	構成比	0.59%	0.61%	0.64%	0.67%
移動制約 者合計	人数	3,766	3,894	4,045	4,224
	構成比	5.94%	6.45%	6.66%	6.92%
					7.23%

(各年度3月31日現在) 資料：市福祉課

- ※ 「身体障がい者」…身体障害者手帳所持者、「知的障がい者」…療育手帳所持者、「精神障がい者」…精神障害者保健福祉手帳所持者。
- ※ 「介護保険認定者」…介護保険制度において要支援または要介護の認定を受けた者。

## ●移動制約者の内訳（令和7年3月31日現在）

### (1) 身体障がい者(児)数

(単位:人)

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総 数(A)	1,186	399	149	248	256	67	67
視覚障がい	77	26	27	4	5	14	1
聴覚・平衡機能障がい	85	6	20	8	17	1	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	8	0	0	4	4		
肢体不自由	531	101	96	126	123	52	33
内部障がい	485	266	6	106	107		

資料：「令和6年度福祉行政報告例」

### (2) 知的障がい者(児)数

(単位:人)

	合計	重度	中度	軽度
総 数(B)	341	131	86	124
18歳以上	182	74	53	55
18歳未満	159	57	33	69

資料：市福祉課

### (3) 精神障がい者(児)数

(単位:人)

	合計	1級	2級	3級
総 数(C)	638	64	378	196
18歳以上	596	64	350	182
18歳未満	42	0	28	14

資料：市福祉課

### (4) 介護認定者数

(単位:人)

	合計	要 支 援		要 介 護				
		1	2	1	2	3	4	5
総 数(D)	1,857	316	262	428	282	204	224	141
65歳以上	1,807	309	257	420	273	197	219	132
65歳未満	50	7	5	8	9	7	5	9

資料:長久手市ホームページ

### 3 公共交通機関等の状況(令和6年度実績)

#### (1) 路線バス

##### ア 名鉄バス

路線数	令和6年度(人)	令和5年度(人)	前年比
9	6,437,648	6,314,235	101%

資料：長久手市地域公共交通会議資料より算出

##### イ N-バス

路線名	路線数	令和6年度(人)	令和5年度(人)	前年比
中央循環線	2	51,755	50,344	102%
西部線	2	49,711	48,594	102%
藤が丘線	1	19,088	18,868	101%
東部線	2	5,810	5,469	106%
三ヶ峯線	1	14,710	16,623	88%
計	8	141,074	139,898	100%

※令和元年4月：ダイヤ見直し

※令和3年4月：ダイヤ及びルートの再編

※令和4年4月：運賃体系の見直し

資料：第70回長久手市地域公共交通会議資料

#### (2) リニモ（東部丘陵線）

		合計	藤が丘	はなみ ずき通	杣ヶ池 公園	長久手 古戦場	芸大通	公園西	愛・地球 博記念 公園	陶磁器資 料館	八草
乗降 者数 (千 人)	発	10,102	4,039	552	585	1,117	375	448	1,491	47	1,448
	着	10,102	4,065	528	579	1,129	371	442	1,482	47	1,459
計	20,204 (R6)	19,200 (R5)	105% (前年比)								

資料：第71回長久手市地域公共交通会議資料

## 4 タクシー料金助成等の状況

### (1) 障がい者タクシー料金助成 (長久手市独自施策)

- ①対象：身体障害者手帳1～3級（3級は下肢・体幹に限る）、療育手帳A・B判定、精神障害者手帳1、2級の人
- ②内容：タクシーを利用する場合の基本料金（上限650円）（年間52回分のチケットを交付）
- ③契約事業者数：50事業者（タクシー19事業者、車いす37事業者、寝台32事業者）（重複有）（令和7年3月31日時点）
- ④実績：

令和6年度	3,191,220円 (4,975枚)	510人に交付
令和5年度	3,244,840円 (5,054枚)	459人に交付
令和4年度	3,274,640円 (5,128枚)	479人に交付

### (2) 「N-バス」の無料乗車 (長久手市独自施策)

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人及びその付添人1人、中学生以下の小人、未就学児童に同伴の保護者、妊婦など
- ②利用：降車時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することで乗車料金（100円）が無料。  
また、各種障害者手帳の代わりとなる無料乗車券を令和4年3月から安心安全課・福祉課・長寿課にて配布。
- ③実績：令和6年度 71,750人 全体利用者141,074人の50.86%  
(昨年：令和5年度 73,392人 全体利用者139,898人の52.46%)
- ④無料乗車券の配布枚数：令和6年度 201人

### (3) リニモの運賃割引 (愛知高速交通㈱)

- ①対象：第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）で第1級の認定を受けている方
- ②内容：身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を乗車券発売窓口に提示すること等により、旅客運賃の割引が受けられる。割引金額は、介護者と同伴の場合に限り、本人と介護者お二人とも運賃を割引（割引率50%）。

### (4) タクシー料金割引 (各タクシー事業者)

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者または精神障害者手帳を交付された方（タクシー会社によって異なります）
- ②内容：迎車料金等を除く規定料金の10%を割引

### (5) 有料道路通行料の割引 (中日本高速道路株式会社)

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体に障害のある人が自ら運転する場合又は第1種身体障害者若しくは第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転して有料道路を利用する場合に通行料金を割引（割引率50%）。

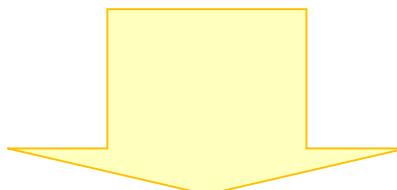
## 5 移動に関する市民の意識

- (1) 避難行動要支援者支援事業（みまもり台帳）  
災害時に、自力での避難が困難であったり、支援を必要とする高齢者や障がい者など（避難行動要支援者）の登録申請において、「日常生活の困りごと」で「移動」を選択した人の割合は 13.7%
- (2) 長久手市第 9 期高齢者福祉・介護保険事業計画（2024 年度～2026 年度）  
計画策定時のくらしのチェックリストの結果において、「外出を控えている」と回答した人のうち、理由として「交通手段がない」を選択した人は 18.5%

## 6 長久手市における福祉有償運送の必要性

### 【現況】

- 人口は、令和 7 年 3 月 31 日現在 61,381 人、高齢化率は、17.5%であるが、今後、高齢化率が高くなることが予期される。  
(人口は 2035 年にピークとなり、以後は同程度の推移)
- 障がい者数（身体、知的、精神）は、令和 7 年 3 月 31 日時点で 2,165 人（重複含む）であり、前年と比較すると 110 人増加している。
- 本事業は、公共交通機関を利用する事が困難な人が利用しており、また、通院や買い物などの生活に不可欠な目的での利用者が多い傾向にある。



今後も人口増加・高齢化に伴い、障がい者、要介護認定者の移動制約者数が増加すると見込まれることや、個々の障がい特性に応じた支援が求められていることから、引き続き、移動に関する福祉的支援の一つとして福祉有償運送事業に取り組む必要があると考えられる。

## 7 福祉有償運送ガイドライン

### ＜登録に必要な主な要件＞

運送主体	NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
運送の対象	<p>あらかじめ登録した会員およびその付添人 会員は以下にあげる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることを要するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①要支援または要介護認定を受けている者</li><li>②身体障がい者手帳の交付を受けている者</li><li>③その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者（人工透析患者、精神障がい者、知的障がい者など）</li></ul> <p>※運送の出発地または到着地のいずれかが長久手市内にある場合が対象。</p>
使用車両	<p>使用車両は乗車定員が11人未満の自家用自動車で、次に掲げる車両</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①車いすやストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車</li><li>②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車</li><li>③セダン型自動車（貨物運送の用に供する自動車を除く）</li></ul> <p>使用する車両は、運送主体の法人が使用権原を有する必要があり、運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、当該車両の使用に関する契約について、運送主体の法人が車両提供者と書面で締結する。</p>
損害賠償保険	運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上および対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していることまたはその計画があること。
運転者	<p>普通第二種免許所持者、普通第一種免許所持者（過去2年以内において免許の停止がなく、国土交通大臣が認定する講習等を修了し、適正検査を受けられた方）。</p> <p>なお、セダン等を使用する場合は、上記要件に加えて、運転者又は同乗者が介護福祉士の登録を受けている（ヘルパー研修の修了でも可）、あるいは上記の講習を修了されている必要がある。</p>
管理運営体制	運行管理、整備管理、苦情処理、事故発生時の対応の体制を整備する。なお、車両が5台以上ある場合、法令で定められた人数の運行管理責任者をおく必要がある。
対価	対価は、営利に至らない範囲において設定することとし、当該地域におけるタクシー運賃の約8割を目安として設定すること。（令和6年2月13日改定）

## 8 福祉有償運送運営協議会における協議事項について

### ● 新規登録申請

＜登録の流れ＞

1. 長久手市役所へ申請書を提出
2. **長久手市福祉有償運送運営協議会で協議**
  - 長久手市における福祉有償運送の必要性と事業者の安全性などを考慮して判断されます。
  - 運営協議会では、申請者から意見を聴取します。
3. 申請者へ運営協議会での協議結果通知  
(「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付)
4. (申請書類に修正事項があれば、修正などの後) 運輸局へ登録申請
5. 登録された、もしくは拒否された旨、運輸局から申請者へ通知
6. 登録の有効期間は2年  
期間終了時に更新手続きが必要 (更新登録の有効期間は3年)

### ● 有効期間の更新

### ● 登録事項の変更

- 運送の区域    • 旅客の範囲の拡大    • 運送の種別